

平成31年度予算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、平成31年度予算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 82,228 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,400,881 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	462,037	257,116	0	0	18,766	186,155
	老人福祉事業	181,068	2,758	0	1,906	1,116	175,288
	児童福祉事業	718,600	466,108	0	40,300	59,190	153,002
	小計	1,361,705	725,982	0	42,206	79,072	514,445
保健衛生	予防事業	39,176	995	0	0	3,156	35,025
	小計	39,176	995	0	0	3,156	35,025
合計	1,400,881	726,977	0	42,206	82,228	549,470	

令和元年6月11日

錦町長 森本 完一